

はじめに

2008、9年度は、日本における公立小中学校選択制の曲がり角の年として、歴史にその名を残すに違いない。08年度、筆者は全国紙5社の記者と雑誌『世界』のライターから取材を受けた。東京都江東区が学校選択制の見直しを、そして群馬県前橋市が同制度の廃止を決めたからである。また2009年8月には、長崎市が2011年をもって学校選択制を廃止することを決めた。

『選ばれる学校・選ばれない学校』（05年7月）と『学校選択と教育バウチャー』（07年2月）で指摘してきたように、ひとたび学校選択制が導入されれば、さまざまな問題を引き起こしつつも、なかなか廃止にはならないであろうと筆者たちは考えていた。だが、その予想が裏切られたのである。

一方で、本書の34頁に記したように、08年度、09年度に新たに学校選択制を導入した自治体も確かに存在する。とはいうものの、導入の流れは大きな堰でくい止められ、流れの速度を落としているかのようだ。

東京都江東区の教育委員会は、02年度から導入した区立小、中学校の選択制度について、09年度入学者からは小学校についての見直しをした。その内容は、「徒歩で通える範囲内での選択を可とする」ものであった。それは「地域と学校との結びつきが薄れてきた」（『毎日新聞』08年9月26日朝刊）という理由による。ただし、小学校で通学区域外の学校を選択したのは803人で、前年度の780人を20人以上超過している。本当に意味での見直しになったかどうかを問う必要があるようだ。

一方、群馬県前橋市は11年度入学者からの制度廃止を決定した。その理由は「一定の成果を得た一方で、子どもと地域との関係の希薄化が見られるとともに、児童生徒数の偏りによる教科指導や部活動への支障が懸念され」たからである（<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/Files/1/15400083/attach/sentaku.pdf>）。

栃木県鹿沼市も05年度から導入した学校選択制度の見直しを開始するという（『下野新聞』08年10月18日付け）。理由は前橋市の場合とほぼ同じである。

さらに05年度から「学区希望制」を導入した神奈川県逗子市でも次のように見直しが検討されはじめている（<http://www.kanaloco.jp/localnews/entry/entryivjan0901199/>）。

逗子市教育委員会は、市立小学校（五校）入学時に学区外の学校を選べる「学区希望制」見直しの検討に入った。2005年度に導入後、設備が充実している逗子小に学区外からの希望者が集中した上、転入者増などで学区内の児童数も増加。影響で教室が不足する事態となり、09年度は同小のみ学区外からの受け入れを見合わせる。抜本的な見直しは11年度入学者からの予定で、制度の廃止や休止の可能性が浮上している。

この間、学校選択の結果がもたらしたさまざまな問題を素朴な方法で分析してきた私たちの立場からすると、学校選択制の導入の見直しがさらに多くの自治体で行なわれるよう、期待したい。

本書では当初、学校選択のための情報として学力テストの結果を重視していたため、文部科学省が07年度から始めた「全国学力・学習状況調査」の結果と学校選択との関連を分析しようと考えていた。というのも、足立区や荒川区において、都や区が実施する学力テストの結果公表が、特に中学校においては学校選択に影響を及ぼしてきたという経緯があったからである。

しかし、周知のように、そしてまた当然の結果として、全国学力調査の個別の学校はもちろんのこと、市町村ごとにも、08、09年度は秋田県や鳥取県を除いて平均として表わされる結果が公表されなかったため、この分析を本書で行なうことは叶わなかった。ただし、足立区に関しては筑波大学の吉田あつし教授が、学校選択制は学力向上に効果をもたらしていることを『日本経済新聞』で展開していたので、それに対する反論を書く中で学校選択制と学力調査の結果との関係を分析している（第2章）。

また、アメリカのセントポール市とシアトル市の学校選択を取り上げている。多民族・多文化化の状況がまったく日本とは違うという社会状況があつての公立学校選択制であることをあらかじめ指摘しておきたい（第4章）。